

令和 7 年度 子どもの進路選択支援事業 取組事例

令和 8 年 7 月 14 日

厚生労働省 社会・援護局保護課
保護事業室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

趣旨

本事例集は、令和6年10月から制度化された「子どもの進路選択支援事業」について、令和7年度に事業実施した自治体の協力を得て、事業概要及び具体的な支援事例についてとりまとめ、事例を共有することにより、より多くの自治体で本事業が実施されることを目的としてとりまとめたものです。

令和7年度事業実施自治体

- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 1. 盛岡市 | 18. 藤沢市 | 35. 熊本県 |
| 2. 前橋市 | 19. 大和市 | 36. 鹿児島市 |
| 3. 埼玉県 | 20. 金沢市 | 37. 名護市 |
| 4. 本庄市 | 21. 富士市 | |
| 5. 越谷市 | 22. 伊豆の国市 | |
| 6. 蕨市 | 23. 岡崎市 | |
| 7. ふじみ野市 | 24. 伊勢市 | |
| 8. 千葉市 | 25. 京都府 | |
| 9. 東京都 | 26. 大阪市 | |
| 10. 東京都荒川区 | 27. 豊中市 | |
| 11. 東京都練馬区 | 28. 吹田市 | |
| 12. 八王子市 | 29. 奈良県 | |
| 13. 武蔵野市 | 30. 東広島市 | |
| 14. 神奈川県 | 31. 福岡県 | |
| 15. 平塚市 | 32. 北九州市 | |
| 16. 座間市 | 33. 福岡市 | |
| 17. 横浜市 | 34. 久留米市 | |

1. 岩手県盛岡市①

盛岡市 就学相談支援事業

【実施方法】

直営により実施。

【支援体制】

盛岡市福祉事務所（生活福祉第二課）に「就学支援相談員」4名を配置。

* 就学支援相談員は、教員免許取得者又は社会福祉士、精神保健福祉士その他の福祉関係の資格を有し、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者。

【支援対象】

主に生活保護世帯の中学生・高校生（令和7年度対象（事業参加同意）者 152人）及びその保護者。

【支援内容等】

高校等への進学、中退の防止、不登校、引きこもり、就学資金その他の進路相談、生活相談等の支援を担当ケースワーカーと連携しながら、次により行う。

○ 支援内容

世帯の学習・生活環境の課題を踏まえつつ、電話（令和7年度実績は延べ 1,452回で、対象者1人当たり年間5～12回程度（世帯からの相談内容によっては、年間数十回と頻度が上がることもある。））、来所面談（7年度実績は延べ 312回で、対象者1人当たり年間2回程度（来所の頻度、進路選択の状況によって、多いときには、年間15回程度となる対象者もいること。））、家庭訪問（7年度実績は延べ 114回で、対象者1人当たり年1回程度（世帯への支援内容等により頻度が変わること。））、社協その他の他機関との連携（7年度実績は延べ 835回で、対象者1人当たり年5回程度の連携）等により、次の支援を行う。

- 親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）を踏まえた進路選択の相談、奨学金等の情報提供、助言
- 学習支援事業の情報提供、希望を踏まえたつなぎ
- 世帯に応じた支援策のリストアップ、志望校の受験時期ごとの資金調達方法の提案、助言
- 必要となる資金を明確にし、借入れについては、返済計画まで具体的に作成
- 奨学金や借入金については、申請書の作成から申請、借入必要額の試算までの支援 など

○ 主なスケジュール

4月：進路希望調査、7月：家庭訪問（夏休み期間中の一斉訪問）、11月～：受験に係る進学・資金相談

【連携先】

学習会（「学びの広場“TOMO”」）（学習支援事業（生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業））

1. 岩手県盛岡市②

具体的な支援事例 1

<概要>

- 生活保護を受給する**母子世帯の長女**
- 長女は、「うちはお金がない」と母に言われ続け、高校卒業後の進路選択の自由はないと諦め
- 弟妹4人の世話をしなければならぬと家を出ることを諦め、自分の夢を語ることができない状況から、母との関係性が悪化**
- 就学支援相談員が長女から「保育士になりたい、家を出たい」という本当の気持ちを聴取し、進学に向けた**具体的な資金計画**を提示し、**各種手続きをサポート**
- 長女と母それぞれに必要な説明をしながら支援し、長女や弟妹の進路選択を尊重



・弟妹の世話・家事をしてきた長女本人から「保育士になりたい、家を出たい」との**進路希望を聴き取り**
・母への不信感があり、**親子で話し合うことが難しいとの訴え**（母は、金銭的に進学は無理と考えていた）



・弟妹の世話は一人で背負うことではないのではと助言（こども家庭センターと情報共有し、連携支援）
・学費と納入時期を整理し、**どの時期に、どの程度のお金が必要か**、親子それぞれ別々に説明し、高校側にも説明することで**資金調達が可能であると三者が理解**
・**各種貸付制度**（奨学金、社協の教育支援金、保育士修学資金）について、情報提供、**長期的な返済計画**を一緒に作成
・高校と情報共有し、連携支援



・各種貸付制度の**申請書類作成、借入額の試算、申請時の同行**などをサポート
・アルバイト収入の一部を、入学金等の費用として**収入認定除外する取扱い**を、ケースワーカーとともに親子それぞれに説明し、長女に弟妹の世話や家事の時間でアルバイトをするよう勧奨

合格



・長女は、**専門学校に合格し**、その後、保育士資格を取得し、単身生活を開始
・弟妹のケアが滞ることのないよう、こども家庭センターと連携強化
・長女が良いモデルとなり、弟妹も**進路を自らの意思で自由に選択できた**

具体的な支援事例 2

<概要>

- 生活保護を受給する世帯の**中学生の長男**
- 長男は、**不登校でほぼ引きこもりの生活**を送っており、**保護者も本人も学校との接触を拒否**
- 現状では高校進学は無理であろうとの周囲の思い込み**
- 就学支援相談員が長男から「高校に行きたい」という本当の気持ちを聴取し、進学に向けた**具体的な資金計画**を提示し、**各種手続きをサポート**
- スクールソーシャルワーカーと連携**し、学校と世帯とのつなぎ
- 長男は、通信制高校に合格し、3年で卒業。弟も不登校だったが、高校へ進学**

2. 群馬県前橋市①

前橋市 被保護者高等学校等進学支援プログラム事業

【実施方法】

直営

【支援体制】

「就学支援員」1名を配置

＊支援員は、中学校等における校長等の実務経験及び教員資格を有する者（教員OB）

【支援対象】

- (1) まえばし学習支援事業に参加している中学一、二年生の生徒及びその保護者
- (2) 中学三年生の生徒及びその保護者
- (3) 高等学校等へ在籍する者及びその保護者
- (4) 高等学校等を中退した者及びその保護者

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問

- 進路希望先、学力、心身の状況及び家庭環境等の把握
- プログラムの同意を得た者が通学する中学校等と連携を図り、担任教諭等の協力を得ながら、学校の進路指導に合わせた相談、助言、指導を行う
- 高等学校等就学費の支給範囲及び限度額等について説明するとともに、各種奨学金の活用についての情報提供及び助言、指導を行う
- プログラムの同意を得た者が高等学校等へ進学後も充実した学校生活を送るため、定期的に生活状況等の確認連絡等を行う
- 進学に関する全般的な情報提供を行う
- 高等学校等を中退したことが判明した場合には、福祉事務所の地区担当員等と連携し、自立に向けた適切な支援につなぐ

【連携先】

まえばし学習支援事業（子供の学習・生活支援事業）※中学生のみ

2. 群馬県前橋市②

具体的な支援事例

<概要>

- 生活保護を受給する世帯の中学3年生
- 学校に通学ができておらず、高等学校に進学が難しい可能性があった
- 就学支援員の持続的な家庭訪問、中学校などの教育機関と連携し、進学へとつなげる。



・中学3年生を迎えるまでに少しずつ学校に行かなくなり、学習状況もついていけない状況であった。



- ・就学支援員が地区担当員と連携し、プログラム、学習支援事業参加の同意を得る
- ・**各種貸付制度**（奨学金、社協の教育支援金）の情報提供をし、進学先選定をサポート
- ・中学校に家庭の状況を情報提供し、学校で把握している状況についても提供を受け、連絡調整を行う



- ・**各種貸付制度申請、受験申込みに
関する手続きの資料書類作成、申請時の同行**を行う
- ・学習支援事業の委託事業者から教室参加時の様子や進学に関する情報提供を受け、中学校へ提供
- ・進学先の通学方法などのサポート



高校に合格

合格後も、高校に関する悩み等があれば、今でも就学支援員に保護者や生徒から相談が来る。

3. 埼玉県

埼玉県 学習支援事業

【実施方法】

一般社団法人に委託し実施

記載内容は、生活困窮者自立支援法の「子どもの学習・生活支援事業」により実施
令和6年10月以降、「生活保護世帯に対する進路選択支援」については
生活保護法の「子どもの進路選択支援事業」を活用して実施

【支援体制】

委託先事業者の事務所に「進路選択支援員」1/2名を配置（学習支援員と兼務。子どもの学習・生活支援と按分調整）

＊支援員は、社会福祉士や教員免許取得者など、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者

【支援対象】

概ね小学3年生から高校生までの生活保護世帯・生活困窮世帯に対して訪問し、希望者が事業を利用

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問(月1回～年数回程度)(家庭環境の深刻な世帯を重点的に訪問して支援)

- 親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）
- 学習支援事業や居場所づくり事業などの情報提供、希望を踏まえたつなぎ
- 進学に向けた奨学金や借入金の情報提供、学校説明会への同行支援
- 奨学金や借入金については、ケースワーカーとの調整を務めつつ申請書の作成から申請までの支援を行う

など

【連携先】

学習教室（子どもの学習・生活支援事業）、子ども食堂 など

4. 埼玉県本庄市

埼玉県（本庄市）生活保護等就学支援員事業

【実施方法】

直営

【支援体制】

生活保護等就学支援員（会計年度任用職員）1名を配置

【支援対象】

被保護者世帯の概ね小学生から高校生のいる世帯

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問(春休み、夏休み、冬休みに家庭訪問、そのほかに年3回程度家庭訪問)、電話相談

- 親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）、進路選択の相談、奨学金等の情報提供
- 学習支援事業の情報提供、希望を踏まえたつなぎ
- 世帯に応じた支援策のリストアップ、進学先の具体的なリストアップ
- 子育て支援機関、学校等関係機関との情報共有、連携
- 不登校児の外出支援、登下校付き添い など

【連携先】

子どもの学習・生活支援事業（小学生教室・中高生教室） など

5. 埼玉県越谷市①

越谷市 子どもの学習・生活支援事業

記載内容は、生活困窮者自立支援法の「子どもの学習・生活支援事業」により実施
令和6年10月以降、「生活保護世帯に対する進路選択支援」については
生活保護法の「子どもの進路選択支援事業」を活用して実施

【実施方法】

一般社団法人に委託し実施

【支援体制】

越谷市域内に教室を1か所設置。子ども1～4人に対して、学習支援員等を1人以上を配置することとしている。
また、中学生及び高校生等については、八潮市・三郷市・吉川市で実施している子どもの学習支援事業の学習教室等の相互利用ができるような支援体制をとっている。

※支援員が有する資格について…教員免許、社会教育主事、社会福祉主事等

【支援対象】

被保護者及び保護申請者、生活困窮者等、事業に申し込みをした者。対象学年は、小学生、中学生及び高校生等（学び直しを含む）を対象としている。小学生については、3年生から6年生のうち、生活保護受給世帯及び生活保護廃止後も事業を継続して利用する者を対象としている。

【支援内容】

- ・家庭訪問は1対象者につき、年1回以上行う。（長期休暇期間については、特別教室を開催、必要に応じて家庭訪問を実施し、進学に特化した支援を行う。）
- ・家庭訪問による居宅支援（生活習慣及び育成環境の改善に関する助言、子育てに悩む保護者への支援等）
- ・引きこもり、不登校、中退防止等のための支援（学校をはじめとした関係機関との連携、外出支援等）
- ・職業体験等子どもの就労意欲喚起
- ・進路選択に関する支援（高等学校、大学、専門学校等の入試情報・奨学金等の案内、文化祭・高校説明会・オープンキャンパスの同行等）
- ・児童の送迎（小学生教室に参加している子どもで、送迎が必要な児童に関して学習支援員等2名体制で送迎を実施） など

【連携先】

八潮市・三郷市・吉川市（子どもの学習・生活支援事業）、教育センター、学校、子ども食堂 など

5. 埼玉県越谷市②

具体的な支援事例

<事例：不登校の状態から学習教室に参加し、高校入試に合格>

- ・生活保護を受給する母子世帯の子ども。中学1年生から不登校の状態となり、母が「学習の遅れをとりもどしてほしい」と学習教室の利用を希望し、教室利用の申し込みを行った。本人も「高校に進学したい」と意欲はあるも、教室に参加することには消極的で、初回面談以降、教室に参加することは1度もなかった。
 - ・中学2年生になり、支援員の変更もあったため家庭訪問を実施。不登校の状態は続いていたため、定期的な家庭訪問を実施、趣味の話等をして、関係性を構築。本人から「学習教室に行かなきゃとは思っていた」と気持ちを聞くことができ、教室参加したい気持ちはあるも、不安を感じていることが分かった。まずは、支援員付き添いで学習教室に向かうこととし、本人より「他の生徒がいない時間がいい」と希望したため、個別にて対応を行った。通うことになれると一人で教室に来ることができるようになり、気持ちが不安定な時はその気持ちを話してくれるようになった。また、教室だけの学習だけでなく、家庭での自主学習も行っており、勉強する習慣が身についていった。
 - ・中学3年生になると、他の生徒がいる時間帯の学習教室へも参加できるようになっていった。また、本人から「通信制の学校に行きたい」と志望校について話があり、受験勉強に励んでいた。教室だけでなく、自宅でも受験勉強を行って間違えた問題はしっかりと復習することができていた。公立の入試を受験し、不合格となってしまったが、欠員補充の試験を受けて、合格となった。
- 【支援の工夫】
- ・集団での教室参加に抵抗を示していたため、まずは教室の参加につながるよう個別対応を行った。それから、集団での教室に参加してもらうことで、集団への抵抗感軽減につながった。
 - ・支援対象者との関係性の構築を行うことで、不安に感じていること等の気持ちを話してくれるようになった。

6. 埼玉県 蕨市

蕨市 学習支援事業

【実施方法】

一般社団法人に委託し実施

【支援対象】

生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生及び高校生

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問(毎日・毎週～年4回程度)(進路検討に重要な夏休みや受験直前期は、訪問頻度を上げて支援)

- 親子の状況確認(進路希望の状況、健康状態等)、進路選択の相談、奨学金等の情報提供
- 学習支援事業や居場所づくり事業などの情報提供、希望を踏まえたつなぎ
- 世帯に応じた支援策のリストアップ、進学先の具体的なリストアップ
- 必要となる資金を明確にし、借入れについては、返済計画まで具体的に作成
- 奨学金や借入金については、申請書の作成から申請まで支援を行う など

記載内容は、生活困窮者自立支援法の「子どもの学習・生活支援事業」により実施
令和6年10月以降、「生活保護世帯に対する進路選択支援」については
生活保護法の「子どもの進路選択支援事業」を活用して実施

7. 埼玉県ふじみ野市①

ふじみ野市子どもの進路選択支援事業

【実施方法】

一般社団法人に委託し実施

【支援体制】

現場責任者のほか、「支援員」2～3名を配置

業務日数は週2日以上、1日2件以上を家庭訪問、電話、来所面接のいずれかの方法で実施。

＊支援員は、社会福祉士や教員免許取得者など、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者

【支援対象】

生活保護世帯の中学生・高校生及びその保護者

20歳未満の進学を希望する者で、各種学校に所属していない者とその保護者

【支援内容】

(進路検討に重要な夏休みや受験直前期は、訪問頻度を上げて支援)

- 日常生活習慣の形成及び社会性の育成を行い、進学を含む進路選択に向けた環境改善を図る。
- 高校、大学等への進学、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ及び学び直しを行い、基礎学力の定着を図る。
- 学習や進路に関する相談及び家庭や学校、友人関係に関する相談支援や支援対象者との相互交流、コミュニケーションを図る取り組みを図る。
- その他、貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援を行う。

【連携先】

学習支援教室（子どもの学習・生活支援事業）、教育委員会、学校、こども家庭センター など

7. 埼玉県ふじみ野市②

具体的な支援事例

<概要>

- 生活保護を受給する母子3人世帯
- 高校3年生であった二男は、高校入学後から学習支援事業に参加しなくなった。
- 支援員に再度つながり、進学に向けた具体的な資金計画を提示、各種手続をサポート



高校生活を満喫している二男
通学はしているが、低学力であり、進路は未定のまま第2学期を迎える。



- ・支援員のアプローチにより、将来の希望を「整備士」と聴取
- ・学費と納入時期を整理し、どの時期に、どの程度のお金が必要か、親子に説明
- ・各種貸付制度（母子寡婦福祉資金）を情報提供、長期的な返済計画を一緒に作成



- ・各種貸付制度の申請書類作成、申請時の同行などサポート
- ・アルバイト収入の一部を、進学等の費用として収入認定除外する取扱いを親子に説明、長男にアルバイトを継続するよう勧奨



二男は自動車専門学校に合格
夢の実現に向けて努力している。

8. 千葉県千葉市

千葉市生活保護世帯等学習・生活支援事業

【実施方法】

委託による実施

記載内容は、生活困窮者自立支援法の「子どもの学習・生活支援事業」により実施
令和7年4月以降、「生活保護世帯に対する進路選択支援」については
生活保護法の「子どもの進路選択支援事業」を活用して実施

【支援対象】

生活保護受給世帯に属する高校生世代（原則15歳から18歳）に対して案内し、希望者が事業を利用

【支援内容】

- 相談支援員との進路相談
- 各種情報や資料提供
- 利用可能な制度紹介
- 自習室の開放 など

【連携先】

各区社会援護課、家計改善支援事業、被保護者就労支援事業 など

9. 東京都（西多摩福祉事務所）

西多摩福祉事務所 子どもの進路選択支援事業

【実施方法】

NPO法人に委託し実施（目的：生活保護世帯の子どもの自立助長を図るため、訪問等により相談・助言・情報提供を実施）

【支援体制】

西多摩福祉事務所から西多摩くらしの相談センターの担当者へ繋ぎ、子どもの進路選択支援事業担当者が支援を行う。

委託先：特定非営利活動法人インクルージョンセンター東京オレンヂ（西多摩くらしの相談センターを受託）

【支援対象】

生活保護世帯の子ども（概ね13歳から18歳まで）及びその保護者のうち、進路選択に課題を抱え、参加を希望する世帯

【支援内容】

アウトリーチ型（家庭訪問）を原則とし、月1～2回程度実施（受験期は頻度を増加）

- ①進路選択支援：奨学金・就職資格・職場体験等の情報提供と利用助言
- ②学習・生活環境改善：訪問により学習環境を把握し改善助言
- ③居場所参加支援：学習・生活支援事業等への参加を通じ社会性を醸成
- ④関係機関連絡調整：学校・支援機関との情報共有・合同訪問調整
- ⑤その他：貧困の連鎖防止に資すると認められる支援

【連携先】

西多摩くらしの相談センター（子どもの学習・生活支援事業・DXを活用した子どもの学習支援）、子ども家庭支援センター、西多摩福祉事務所母子父子自立支援員、学校（管理職・進路指導主事・担任・保健師）、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、保健所、民生・児童委員、社会福祉協議会、自立相談支援事業（被保護者対象事業）、地元の学習塾など

10. 東京都荒川区①

荒川区 子どもの進路選択支援事業

【実施方法】

社会福祉法人に委託し実施

【支援体制】

支援員 2 名を配置

* 支援員は、社会福祉士等を有する者

【支援対象】

概ね小学校 4 年生から高校生世代（高校中退者や中学卒業後の進路未決者を含む。）までの者が属する、生活保護世帯及び生活困窮世帯

【支援内容】

年間支援計画に基づき、家庭訪問や定期電話による情報提供等の支援を行う（中学 3 年生・高校 3 年生及び重点的な支援が必要な世帯等については、訪問頻度を上げて支援を行う）

- 親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）、進路選択の相談、奨学金等の情報提供
- 学習支援事業や居場所づくり事業などの情報提供、希望を踏まえたつなぎ
- 奨学金や借入金については、申請書の作成から申請まで支援を行う
- 保護者への養育支援（保護者の孤立防止や養育スキル向上のため、進路説明会や相談会の企画・実施）

など

【連携先】

社会福祉協議会の教育支援資金貸付部門、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、あらかわ子ども応援ネットワーク、地域活動団体、NPO法人、あらかわスタディスポット（子どもの学習・生活支援事業） など

10. 東京都荒川区②

具体的な支援事例

<概要>

- 生活保護を受給する**母子世帯の高校1年生**
- 世帯主である**母親は「子どもの進路選択支援事業」による支援の関わりに対し非協力的**
- ご本人は将来は資格が取得できる大学へ進学し、資格を生かして就業することを希望しており、**金銭面の心配を抱えている**
- 自宅でのご本人との面談が困難なため、区役所又は子どもの通う学校で**定期的に面談を実施**
- ご本人の不安や心配を聞き取り、ひとつひとつの課題を明確にすることで進学までの見通しが持てるよう、面談や資料の配付等による情報提供を行いながら**伴走支援を継続**



大学へ進学し、資格取得を希望しているが、**現在の学費や今後の進学費用の工面、進学後にかかるおおよその費用**についてなど、**金銭面の不安**を抱えている



母親は、本事業による支援の関わりに対し、非協力的である**ご本人へ直接のアプローチが必要**であることをケースワーカーと確認



- ・ご本人、ケースワーカー、教育支援金(生活福祉資金)の担当職員、本事業の支援員で**面談を実施**
- ・教育支援資金の職員から、**卒業までの資金計画シート**を基に、私立大学、国立大学の支出、奨学金などの収入について説明
- ・現在のアルバイトの収入や、資金貸付の希望など**具体的に聞き取り**を行う



高校1年生ということもあり、定期的な面談や情報提供を行いながら、**関わりが途切れない継続した支援**を行う

11. 東京都練馬区

東京都 子どもの居場所づくり支援事業

【実施方法】

NPO法人に委託し実施

【支援体制】

区内福祉事務所2か所と支援拠点に「子ども支援員」を配置

* 支援員は、社会福祉士や教員免許取得者など、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者

【支援対象】

生活保護受給世帯等のうち、家庭環境や学習面等での課題がある小・中・高校生および就学・転学等の支援を必要とする未進学・中途退学等の高校年代の子どもならびにその保護者

【支援内容】

- * 登校支援：不登校や学習不安を抱える子ども・家庭に対し、登校や就学の継続に向けた相談支援を行う。
- * 進路支援：高校進学やその先の進路（大学進学等）に不安のあるケースに対し、段階に応じた相談・準備支援を行う。
また、未進学・中退者には再入学や転学等の選択を支援する。
※生活保護世帯については、奨学金や進学後等の制度について「進路選択サポートブック」を作成し、情報を届ける。
- * アウトリーチ支援：家庭訪問を通じて関係構築および継続的に関わり、必要な支援に繋げる。
- * 同行支援：登校支援・学校見学・地域資源への同行支援を行う。
- * 居場所支援：ものづくり、音楽、運動、料理など子どもの意欲や状況に応じて活動を行う。
- * 学習支援：中高校生向けの勉強会（学習意欲の向上、テスト勉強や受験勉強、通信制高校のレポート作成など）

【連携先】

子ども家庭支援センター、学校教育支援センター など

記載内容は、生活困窮者自立支援法の「子どもの学習・生活支援事業」により実施
令和7年4月以降、「生活保護世帯に対する進路選択支援」については
生活保護法の「子どもの進路選択支援事業」を活用し「進路選択サポートブック」を
作成し実施

12. 東京都八王子市①

八王子市 子どもの健全育成事業

【実施方法】

直営

【支援体制】

「子どもの健全育成支援員」4名を配置

* 支援員は、社会福祉士や教員免許取得者など、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者

【支援対象】

概ね小学4年生から高校3年生までの子育て世帯（生活保護世帯・生活困窮世帯等）に対して案内をし、希望者が事業を利用

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問(毎週～年数回程度)(進路検討に重要な受験直前期は、訪問頻度を上げて支援)

- 親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）、進路選択の相談、奨学金等の情報提供
- 学習支援事業や居場所づくり事業などの情報提供、希望を踏まえたつなぎ
- 教育機関（中学校・高校等）と連携して、世帯に応じた支援策のリストアップ、進学先の具体的なリストアップ
- 高校進学後の学習・生活状況の確認を行い、高校の中途退学を予防する
- 奨学金や借入金については、申請書の作成から申請まで支援を行う など

【連携先】

業務委託先（学習支援教室（はち☆スタ）、訪問による学習及び生活支援（ういずはっち））、
教育機関（小学校、中学校、高校等）、児童相談所、こども家庭センター、医療機関 など

記載内容は、生活困窮者自立支援法の「子どもの学習・生活支援事業」により実施
令和6年10月以降、「生活保護世帯に対する進路選択支援」については
生活保護法の「子どもの進路選択支援事業」を活用して実施

12. 東京都八王子市②

具体的な支援事例

<概要>

- 海外にルーツを持つ生活保護世帯の中学校3年生の女子
- 軽度の知的障害を持ち、中学校3年生の時点でほぼ不登校の状態、希死念慮があるため、「子どもの健全育成支援員」が介入



・母が日本語を理解できないため、母の困りごとや学校関係のことを、支援員が通訳を介してサポート



・こども家庭センターと連携し、子どものサポートを依頼し、協力して家庭への支援を実施
・医療機関と連携して、本人の気持ちが落ちこんだ際に入院し、精神的な立て直しを図った



・訪問による学習及び生活支援を提供し、登校支援と居場所支援を実施



・高校に進学、順調に登校できている
・就労、自立に向け、本人と母を引き続き支援

13. 東京都武蔵野市

東京都武蔵野市 子どもの進路選択支援事業

【実施方法】

民間企業に委託し実施

【支援体制】

福祉事務所に支援員 1 名を配置（週 2 日）

＊支援員は、社会福祉士または精神保健福祉士資格を有する者、またはスクールソーシャルワーカーとしてもしくは児童福祉施設等での 3 年以上の相談支援業務経験がある者

【支援対象】

- ・進路選択のために、学校情報の提供や進学資金検討等に支援が必要な者
- ・障害や生活環境等により、生活リズムが乱れている、通学できない等の課題を抱えている者 など

【支援内容】

- ・面談・訪問による世帯状況の把握
- ・助言や動機付けによる生活環境、学習環境の改善支援
- ・世帯状況を踏まえた支援計画の作成及び修正
- ・進学先の情報収集、世帯への情報提供
- ・進学や受験に関する進捗管理
- ・進学資金の試算及び世帯への説明
- ・進学資金貸付、奨学金申請等の相談同行、申請補助
- ・親子関係の調整支援
- ・学校や医療機関でのカンファレンス及び通院等への同行支援
- ・学校、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関との連絡調整
- ・病状に適した通院先の検討・支援対象者への助言 など

【連携先】

- ・子ども家庭支援センター など

14. 神奈川県①

神奈川県

- 【支援体制】 ■ 1 事務所あたり 1 名配置（県内 6 事務所）。子どもの教育や児童福祉の専門知識や経験を有する者を各事務所において直接雇用
- 【支援の頻度】 ■ 世帯の支援の度合いにあわせて訪問（毎日・毎週～年 4 回程度）。特に、中高生の子どもがいる世帯には夏休みに奨学金の説明と具体的な進路選択の相談、受験期には体調や試験準備の状況確認等を集中的に行っている。
- 【支援対象】 ■ 概ね 0 歳から 20 歳までの子育て世帯に対して案内をし、希望者が事業を利用している。
- 【支援内容】 ■ 子や親の健康状態や生活状況、子どもの通学状況や進学意向などの確認・助言
■ 県独自に作成した奨学金等の案内資料を世帯に配布、学習支援事業、居場所づくり事業などの情報提供
- 【具体的事例】 ■ 子どもの高校進学時の進路選択の際、子どもが希望する高校と、子どもの学力の事を考えた母の希望する高校が一致しなかった場合など、支援員が間に入り、学習状況や地域の進学先の実情を踏まえながら、子どもと母の進路選択の意向のすりあわせを行い、希望する高校の見学や奨学金等の案内などを行いながら、子どもと母が納得のできる進路先を探すことに努めた。この過程で子どもは無償の学習支援や居場所づくり事業にもつながり、子どもの学力及び意欲が向上し母の不安も軽減したことで、子どもが希望する高校に進学することができた。

14. 神奈川県②

具体的な支援事例

<概要>

- 生活保護を受給する**多子世帯の長男**
- 「お金がない」ことを理由に**進学をあきらめ**ており、自分の「夢」を語ることは無かった
- 子ども支援員が「進学したい」という**本当の気持ち**を聞き取り、進学に向けた**具体的な資金計画**を提示、**各種手続をサポート**



兄弟の世話をしてきた長男
「保育士になりたい」との
明確な「夢」を聞き取り



- ・学力を踏まえた短大・専門学校をリストアップ、**進学先を一緒に検討**
- ・学費と納入時期を整理し、**どの時期に、どの程度のお金が必要か**、親子に説明
- ・**各種貸付制度**（奨学金、社協の教育支援金、保育士修学資金）を情報提供、**長期的な返済計画**を一緒に作成



- ・各種貸付制度の**申請書類作成、申請時の同行**などサポート
- ・アルバイト収入の一部を、入学金等の費用として**収入認定除外する取扱い**を親子に説明、長男にアルバイトをするよう勧奨



長男は**短大に合格**
その後、保育士資格を取得
長男が良いモデルとなり、**兄弟も進学を希望**、夢の実現に向けて努力するように

15. 神奈川県 平塚市

平塚市 生活保護者自立支援事業

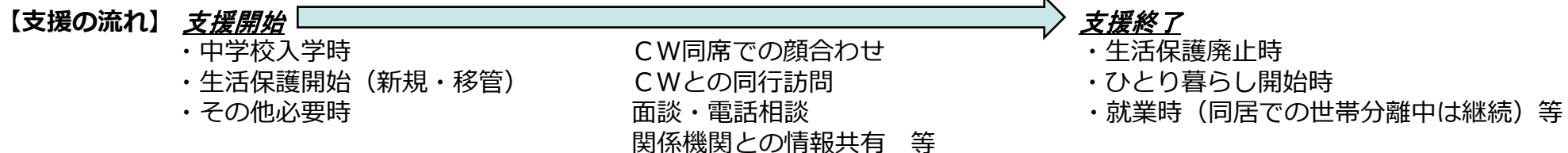
【実施方法】 直営

【支援体制】 平塚市福祉事務所に「子ども支援員」を2名配置（進路選択支援1名、学習支援1名）
※支援員は、社会福祉士や教員免許取得者など、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者

【支援対象】 中学生、高校生（所属がない高校生世代も含む）が所属する被保護世帯
※小学生以下であっても、母子家庭、不登校、障がい、虐待、保護者の精神疾患、DVケース等で支援が必要な場合は対象とする。

【支援方法】 家庭訪問、来所相談、電話相談

【支援内容】 子どもの希望や学力に応じた適切な進路相談を実施。家庭や学校と連携し、進学に係る費用等の情報提供や、不登校、中退予防の支援などに取り組み、教育環境の改善、向上につなげていく。
⇒日常生活支援（子どもや親が日常的な生活習慣を身につけるための支援）
⇒養育支援（引きこもりや不登校、育児不安に関する支援）
⇒就業支援（高校生や中途退学者に対する就労支援）
⇒その他（上記以外の子どもの健全育成に関する支援）



【連携先】 市関係課（こども家庭課、健康課、障がい福祉課、各学校、子ども教育相談センター等）、児童相談所、くらしサポート、若者サポートステーション、民生委員・児童委員、学習サポート（子どもの学習・生活支援事業）※業務委託（2事業者）等

16. 神奈川県座間市①

座間市子どもの進路選択支援事業

【実施方法】

直営

【支援体制】

福祉事務所に「子どもの進路選択支援員」1名を配置

＊支援員は、社会福祉士や保育士の資格を所有し、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者

【支援対象】

概ね0歳から18歳までの子育て世帯に対して案内をし、希望者が事業を利用

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問（年2回程度）、来所面談及び電話相談（月1回～数回程度）を実施。

- 親子の健康状態や生活状況、子どもの通学状況を確認し、生活習慣及び育成環境の改善に関する助言、子育てに悩む保護者への支援
- 学習支援事業や居場所づくり事業などの情報提供、希望を踏まえたつなぎ
- 進路選択の相談、奨学金等の情報提供
- 教育支援資金、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを希望する場合は社会福祉協議会、子ども家庭課へ同行し担当者との密な情報共有を行う

など

【連携先】

市関係課（子ども家庭課、健康医療課、障がい福祉課、各学校、教育研究所）、社会福祉協議会 など

16. 神奈川県座間市②

具体的な支援事例

<概要>

- 生活保護を受給する母子世帯の次男
- 次男は進学を希望し奨学金の申し込みまではしたが、英語を学ぶ専門学校か医療系の資格が取れる専門学校に進むか迷っていた。母親は進学に関わる手続きに知識がなかったため次男任せであった。
- 奨学金の手続きを母親と一緒に確認すると、書類が未送付だったことが発覚。締切日当日だったため、母親から学校に連絡をして申請を完了することができた。
- NPO法人の英検給付金を案内したり、医療系の職場見学のイベントを案内し、進学先の選択を促した。
- 医療系専門学校への進学が決定。母親と次男とともに、入試の時期、入学金や初年度納入金の時期、不足金を確認。
- 母子父子寡婦福祉資金、教育支援資金の相談に同行し、無事に教育支援資金の貸し付けが決定。
- 給付型奨学金の採用が決定。専門学校独自の減免制度を利用できる可能性があることを母親に助言、3年間で80万円ほど学費の減額になった。
- 教育支援資金の貸し付け対象外となった諸経費については、アルバイトの一部を、収入認定除外にする取り扱いを、ケースワーカーとともに親子に説明し、アルバイトをするよう勧奨。
- 専門学校に無事合格。学費は奨学金を利用し、生活費はアルバイトで賄いながら通学する予定。

17. 神奈川県横浜市

横浜市 教育支援事業

【実施方法】

会計年度任用職員を採用し実施

【支援体制】

各区福祉保健センターに「教育支援専門員」1名を配置（市内18区）

【支援対象】

- (1) 中学校に在学する生徒及びその養育者
- (2) 高等学校等に在学する生徒及びその養育者
- (3) 概ね18歳以下の生活保護受給者のうち上記各号に該当しない者及びその養育者

【支援内容】

- (1) 高等学校等に関する情報提供や高等学校等受験準備状況の確認、及び進学に必要な手続き支援
- (2) 高等学校等進学に向けての意欲喚起
- (3) 高等学校等就学に関する生活保護制度上の取扱い及び各種貸付制度に関する説明
- (4) 福祉保健センター生活支援課が独自に実施する、生活保護を受給する若年者への学習や進学等に関する支援事業への参加勧奨

以上の支援を所内面接、電話、訪問等により実施。

【連携先】

各福祉保健センターこども家庭支援課、寄り添い型学習支援事業所、在席中学校・高校、区社会福祉協議会 など

18. 神奈川県藤沢市①

藤沢市 子どもの進路選択支援事業

【実施方法】

直営により実施

【支援体制】

藤沢市福祉事務所に「子ども支援員」を2名を配置

＊支援員は、社会福祉士や教員免許取得者など、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者

【支援対象】

子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題を抱えている世帯のうち、自立を助長する観点から支援を実施することが効果的と考えられ、支援を希望する世帯。

【支援内容】

専門的な知識を有する子ども支援員が、訪問等により、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、直接的・継続的な支援を行うことで子どもの健全育成の視点に立った自立支援機能の強化をすることで、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図る。

- 進路選択に関する支援
- 学習・生活環境の改善に向けた支援
- 居場所への参加支援
- 関係機関との連絡調整
- その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

など

【連携先】

児童・母子福祉及び母子保健担当課、教育委員会、学校、保育所、児童相談所、学校教育相談センター、民生委員児童委員協議会、NPO など

18. 神奈川県藤沢市②

具体的な支援事例

<概要>

- 生活保護を受給する外国籍の母子世帯の2人世帯
- 母の精神疾患の影響で養育ができなくなり、小学校入学前から養護施設で過ごす
- 中学校入学を機に同居生活を始める
- 肌の色のことでいじめられていると感じるようになり学校を休みがちとなり、学習に遅れが出る



母から相談を受け、本人の居場所を作ることを目的に学習支援事業所を紹介。



- 学習支援事業所が本人の居場所となり、高校進学を希望するようになった。
- 高校入学時の私立併願の社協の教育支援資金の手続き、受験料・入学金減免の支援。



- 高校入学後、アルバイト収入の一部を、入学金等の費用として収入認定除外する取扱いを親子に説明、本人にアルバイトをするよう勧奨し、自立支援計画と一緒に立てる。
- 祖母が入院し、リハビリをして歩行できるところを見て、「作業療法士」になりたいと希望。
- 進路先を一緒に検討。



- 本人は大学に合格
- 大学入学後、世帯分離となるため、学費のみならず、生活費、交通費、諸経費など一緒に計算し、計画を一緒に作成。



19. 神奈川県大和市①

大和市 被保護世帯等こども健全育成支援事業

【実施方法】

こども支援員を配置し実施

【支援体制】

大和市福祉事務所に「こども支援員」1名を配置

【支援対象】

こども（0歳から18歳に達した以後最初の3月31日に達するまで）の世帯員がいる被保護世帯等で本事業による支援を必要とする世帯を対象とする。

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問（毎月・毎週・2週に1回～）

- 親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）、進路選択の相談、奨学金等の情報提供。
- 学習支援事業や居場所づくり事業などの情報提供、希望を踏まえたつなぎ。
- 世帯に応じた支援策のリストアップ。
- 必要となる資金を明確にし、不足金を確認。
- 奨学金や借入金については、必要に応じて申請書の作成から申請まで支援を行う。
- 教育支援資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付を希望する場合は社会福祉協議会、こども総務課へ同行し、担当者との密な情報共有を行う。

【連携先】

大和市教育支援教室「まほろば教室」（教育委員会）、無料学習支援（NPO 法人）

記載内容は、生活困窮者自立支援法の「子どもの学習・生活支援事業」により実施
令和6年10月以降、「生活保護世帯に対する進路選択支援」については
生活保護法の「子どもの進路選択支援事業」を活用して実施

19. 神奈川県大和市②

具体的な支援事例

【概要】

- 生活保護を受給する**多子世帯の二女**
- 進学希望はあるが、**金銭的な理由から迷いがあった。**
- 面談で大学へ進学したいという気持ちを聞き取り**、自立更生費の積立、奨学金等の説明を行った。



他課より面談同席の依頼があり、二女が進学したいという気持ちがあることを知る。後に大学進学を希望しているという気持ちを二女から聞き取る。

- ・**各種貸付制度**（奨学金、社協の教育支援金、こども総務課の母子父子寡婦福祉資金）を情報提供。
- ・アルバイト収入の一部を、入学金等の費用として収入認定除外する取り扱いを二女に説明。二女にアルバイトするよう推奨。

- ・親子で生活援護課に来所してもらい、担当ケースワーカーからアルバイト収入の一部を、入学金等の費用として収入認定除外する取り扱いを説明。

進学したい大学を決めた後に、必要になる資金を明確にし、不足金を確認。



- ・アルバイト開始後は毎月の収入申告促しのため、電話連絡。
- ・長期休暇期間中に来所面談を行い、家庭内の状況把握、高校の学業成績、指定校推薦について聞き取り。

- ・高校1年次からアルバイトを開始していたことにより、社協の教育支援金、こども総務課の母子父子寡婦福祉資金は利用せず。
- ・アルバイト、学業を両立しながら第一希望の大学に指定校推薦にて進学。

アルバイトの継続、奨学金を活用しながら、現在も大学に在籍。



20. 石川県金沢市①

金沢市 こどもみらいサポート事業

【実施方法】

直営により実施

【支援体制】

こどもの進路選択支援に関する相談に専従する「こどもみらいサポーター」を金沢市社会福祉事務所（生活支援課）に1名配置（会計年度任用職員、社会福祉士及び精神保健福祉士資格を有する者）

【支援対象】

主に被保護世帯の小学生・中学生・高校生（令和7年度対象者 134人）及びその保護者

【支援内容等】

こどもの進路選択支援に関する相談に応じ、担当ケースワーカーと連携しながら、伴走的に支援を行う。

◎ 具体的な内容

① 進路選択に向けた相談・支援

- ・ 中学・高校入学時や進級時に、家庭訪問等により将来の進路について意向聴取
- ・ 教育・生業扶助やアルバイト収入の取扱い等を含め、生活保護制度の理解促進に向けた説明、働きかけ

② 大学等進学や就職に関する相談・支援

- ・ 進学に係る支援策（進学・就職準備給付金、修学支援制度、奨学金等）の情報提供
- ・ こどもの学習総合支援事業（※）をはじめ、無償・低廉な学習塾の情報提供
- ・ 大学等の見学やオープンキャンパス参加の同行（保護者が病気、就労等やむを得ない場合）
- ・ 就労支援員やハローワーク等による求職支援、連携
- ・ 奨学金等の申請書作成や手続きに係るサポート

③ 高校等中退防止等に関する相談・支援

④ 関係機関との連絡・調整 など

◎ 主なスケジュール

4月：進路希望調査、5月～：家庭訪問、10月～：受験・進学に係る資金相談

【連携先】

子育て支援課、児童相談所、教育委員会、学校、市社会福祉協議会、NPO等

※学習支援は「子どもの学習・生活支援事業」により実施

20. 石川県金沢市②

具体的な支援事例 1

<概要>

- 生活保護を受給する世帯の**高校3年生（通信制）の児童**。スクーリングの欠席が目立つほか、レポート提出が滞り留年を繰り返す。
- 児童と保護者はともに精神疾患を抱え、身近な親族の支援はない。
- スクールソーシャルワーカーと連携**し、訪問を開始。**児童から「高校は卒業したい」**という気持ちを聴取したため、卒業に向けて体調を整えるべく、受診再開に向けた働きかけを継続して行う。
- たびたび連絡が途切れかけたが、声掛けを継続した結果、**児童は受診を再開**。さらに、本人の希望を確認し**障害者手帳を取得**できた。
- 結果として留年となったが、登校意欲を保ち続けられるよう面談を継続。児童は**将来取得したい資格について話ができる**ようになっている。

具体的な支援事例 2

<概要>

- 生活保護を受給する世帯の**高校生（普通科）の児童**。
- 身近な親族の支援がないため、主に保護者を通じて奨学金の案内をしてきた。
- しかし、児童の受験直前に**保護者が緊急入院**となる。
- 児童の一時保護等を検討したが、受験を目前にした**児童は一時保護等を拒否**。
- こどもみらいサポーターは児童の在宅生活を見守りつつ、保護者に代わって貸付金の申請に向け書類の作成や手続きをサポートした。
- 結果、**貸付金の受給が決定**し、児童は希望する**専門学校に合格**した。現在は自宅から転出して進学している。

実績（令和7年度）

- 相談件数（のべ） **371件**
- 進路実績

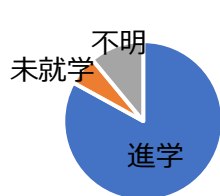
<中学卒業者>

進学 83%（内訳：全日制47% 定時制27% 通信制6% 特別支援校20%）
未就学 6% **廃止等のため不明** 11%

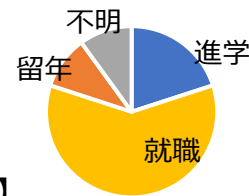
<高校卒業者>

進学 20% **就職** 60% **留年** 10% **廃止等のため不明** 10%

中学生



高校生



【図 卒業者の進路】

成果・課題

<成果>

- 中高生の世帯を中心に積極的にアウトリーチし、気軽に相談できる関係づくりに努めた。
- 経済的な理由で進路を自ら狭めていた児童が、サポーターとの対話を通じて本心と向き合い、希望する進路を選択できた。

<課題>

- 本市の生活保護受給世帯の大学等進学率は全国平均（R6:40.6%）を下回っているため、理由や要因の分析が必要である。
- 小学生の世帯など早期支援が重要であるが、マンパワー不足が懸念される。

21. 静岡県富士市①

静岡県（富士市）子どもの進路選択支援事業

【実施方法】

直営により実施

【支援体制】

富士市福祉事務所（生活支援課）に「進路選択支援員」1名を配置

* 進路選択支援員は、教員免許取得者

【支援対象】

生活保護世帯の小学生・中学生・高校生及びその保護者

【支援内容】

- 全学年の不登校や引きこもりに関する生活相談と他団体へのコーディネート
- 担当ケースワーカーと連携しながら、健康状態を確認し、保護者に対する養育相談を実施するとともに、他課（こども家庭課）と連携した訪問活動を行う
- 通学状況や学校での人間関係の把握、学習上の困りごとに関する相談、学習環境の確認

<家庭訪問>

◆ 担当ケースワーカーに同行して訪問

- ・ 訪問世帯の記録を踏まえ、実際の面談を通じて各世帯の困りごとの状況を把握する
- ・ 口頭で事業の説明を行い、支援希望の有無を確認する
- ・ 状況に合わせて面接回数を設定する（保護者は必ず同席）

◆ 進路選択支援員独自で訪問

- ・ 子どもとの関係づくりを最優先としつつ、聞き取りを重ねて状況を把握する
- ・ 課題の明確化と解決に向けた手順を一緒に考えながら、進捗状況を確認する
- ・ 不登校の子どもや外国籍の子に対し、学習方法に関する相談を行う（月に2回程度）

<特に中学3年生に対する支援>

- ・ 中学3年生が進学を希望する高校の情報を提供する（資料のない学校には訪問して校納金の相談と施設見学を実施する）
- ・ 高校等への進学相談と就学資金相談（高校等就学費の支給範囲と各種奨学金の活用について）及び学習支援に関する情報提供する
- ・ 高校等への進学をしない子どもに対して就職に関する案内を行う
- ・ 新入学に当たり、奨学金の借入に必要な書類や学校や福祉事務所へ提出する書類の作成を支援する

【連携先】

学習支援チャレンジ（子どもの学習・生活支援事業）

21. 静岡県富士市②

具体的な支援事例

<概要>

- ・他県から婚姻のため静岡県に住居を構えたが、離婚により母子家庭となる
- ・母親は近隣の高校について名前すら知らない状況
- ・子の進学について県外の親類縁者は頼れない
- ・進学情報は中学校からだけなので、圧倒的に情報が不足している
- ・家庭だけで志望校を絞ることが困難



①生徒や保護者から志望校としての高校名を確認する



②高校に「学校案内」の提供と「学校訪問」を依頼する



③学校訪問での確認内容

- ☐ 入学金等の納入時期確認
- ☐ 卒業後の進路指導について
- ☐ 不登校傾向になった場合の対処について



④聞き取った情報と学校の雰囲気を生徒や保護者に伝える



⑧合格後の申告書や学校提出書類作成をサポート

- ・校納金について学校と相談させる
- ・高校等就学費の申告書



⑦入試(合格)まで伴走支援を実施

- ・学習支援事業への参加を促す



⑥入学金等の校納金の計画を立てる

- ・奨学金申請書作成サポート



⑤生徒が自ら高校の見学会に参加し

親子で受験校を決定する

(中学校の担任との面談を通して)

22. 静岡県伊豆の国市①

伊豆の国市 子どもの進路選択支援事業

【実施方法】

社会福祉法人に委託し実施

【支援体制】

福祉事務所に支援員2名（兼務）を配置

* 支援員は、「社会福祉士、精神保健福祉士」の資格を有し、国の生活困窮者就労準備支援事業子どもの学習支援事業の研修課程を修了した者

【支援対象】

小学生から高校生までの子ども（令和7年度対象 16世帯、35名）がいる被保護者世帯で、子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題を抱えている世帯のうち、自立を助長する観点から進路選択支援事業を実施することが効果的と考えられ、参加を希望する世帯。参加意向を確認する際は、子どもが意見を表明できる機会を設ける。

【支援内容】

援助方針に基づき実施される支援であることから、支援員は対象世帯の担当CWと連携し、適切な役割分担のうえ、①から⑤までの支援を対象世帯に応じて実施する。④については、担当CWが中心に行う。対象世帯の自宅等に訪問するアウトリーチ型の手法により実施することが原則（頻度は任意）。情報通信機器の活用可能。

- ①進路選択に関する支援 ○進学に必要な奨学金等の公的支援や就職に有利な資格、職場体験等に関する情報提供、利用の助言
- ②学習・生活環境の改善に向けた支援 ○自宅内での学習環境や学習方法を把握（改善に向けた助言） ○保護者の子どもへの関わり方の確認 ○各種支援策の情報提供や利用勧奨、利用方法等に関する助言
- ③居場所への参加支援 ○子どもの学習・生活支援事業へのつなぎ ○送迎困難な世帯には送迎の実施
- ④関係機関との連絡調整 ○学校の管理職・進路担当との情報共有 ○進学先の事務室との情報共有
- ⑤その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援 ○家計改善や就労支援等、保護者への必要な支援

【連携先】

いず学（子どもの学習・生活支援事業）

22. 静岡県伊豆の国市②

具体的な支援事例

<概要>

- 生活保護を受給する**母子世帯の高校2年生**
- 母は「生活保護世帯」であることを子どもに伝えていない
- 母は病氣療養中**で、経済的な不安や高校への不信感を抱え、**精神的に不安定**
- 支援員が、子どもの「**保育士になりたい**」という希望を母から聞き取り、「**〇カツ（まるかつ）！**」を活用した各種奨学金制度の情報提供や進学に向けた**具体的な資金計画**を提示
- 高校への不信感と経済的な不安を抱える母の精神面を支え、**高校3年生の年度初めから各種手続をサポート**
- 志望校（公立と併願の私立短大）や進学後の暮らし（自宅から通学するか、短大付近に暮らすか）等の相談に応じ、母と子どものそれぞれの進路選択を尊重



病氣療養中で経済的不安や高校への不信感を抱え、子どもの進学を諦めている母。「**保育士になりたい**」との**子どもの明確な「夢」**を聞き取り



- ・学力を踏まえた短大・専門学校をリストアップ、**進学先を一緒に検討**
- ・学費と納入時期を整理し、**どの時期に、どの程度のお金が必要か**、母に説明
- ・**各種貸付制度**（奨学金、社協の教育支援金、保育士修学資金）を情報提供、**長期的な返済計画**を一緒に作成



- ・各種貸付制度の**申請書類作成、申請時の同行**などサポート
- ・奨学金が**収入認定除外する取扱いとなるか等**、担当CWと連携して対応
- ・子どもの志望校と**進学後の暮らしを、具体的に想定し**提示



- ・高校3年生となる次年度は、志望校の決定支援や、**受験時を想定した子どもの面接試験練習**などを実施予定
- ・母の病状や精神面に配慮しながら、**子どもの進路選択を尊重**

23. 愛知県岡崎市

岡崎市 高校等進学支援プログラム事業

【実施方法】

福祉事務所に子ども支援員 1 名を配置

＊支援員は、社会福祉士や教員免許取得者など、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者

【支援対象】

生活保護世帯の主に中・高校生世代（概ね 20 歳くらいまで）およびその保護者

※小学生以下であっても、不登校（園）改善および発達・障害等、必要に応じて支援

【支援内容】

世帯の生活環境の課題を踏まえながら、家庭訪問、来所相談、電話相談にて担当ケースワーカーと連携しながら支援

- ・親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）

- ・進路選択、進学・就職に関する支援

進路希望先、学力、心身の状況及び家庭環境等の把握 ⇒必要に応じて社会資源の導入につなぐ

学校等就学費の把握と支給範囲及び限度額等の説明

生活保護制度の説明（自立更生費等）、各種奨学金の活用および貸付制度についての情報提供及び助言、申請支援

- ・進学後、中退の防止に向け、定期的に生活状況等の確認

- ・高等学校等を中退したことが判明した場合には、就労等自立に向けた支援

- ・不登校、ひきこもり等改善に関する支援

- ・学習支援事業等の情報提供、希望を踏まえたつなぎ（居場所づくり、学力向上）

- ・障害や発達等の相談（障がい者手帳等の取得支援等）、関係機関へのつなぎ支援

【連携先】

子どもの学習・生活支援事業（株式会社トライグループに委託）

行政機関（市役所関係各課）、教育機関（学校、SSW等）、医療機関（病院、訪問看護事業所等）、社会福祉協議会、相談支援事業所、障がい者サービス事業所、就労支援機関 等

24.三重県伊勢市①

伊勢市子どもの進路選択支援事業

【沿革】

平成26年度より学習支援員を配置し、これまでも児童・生徒のいる世帯への家庭訪問を通じた学習支援、生活支援を実施してきた。令和6年度に子どもの進路選択事業が創設されたのを機に、従来と同様、必要な支援を継続し、取り組みを発展的に進めている。

【実施方法】

学習支援員を1名配置し、ケースワーカーと協力しながら家庭訪問を実施し、生活状況や学習状況を把握し、学校の支援では行き届きにくい生活環境にまで踏み込んだ支援、進学・就職準備給付金などの金銭的支援や奨学金情報の提供による進路計画を支援する。

【目的】

生活保護世帯の児童・生徒に対し、学習支援員が学校とは別の立場から支援を行うことで、学習面および生活面での安定を図り、希望の進路に進めるよう支援することを目的とする。

【支援体制】

学習支援員 1 名、児童・生徒のいる世帯の地区担当ケースワーカー

* 支援員は、教員免許取得者で子どもの教育の専門知識を有する者

【支援対象】

小学生、中学生、高校生の子育て世帯

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問。通常は3ヶ月毎に一度、担当ケースワーカーと家庭訪問を行い、親子の状況（日常生活や学校生活の様子、健康状況等）を確認する。

必要に応じて再訪問や面談、電話連絡を行い、家庭状況や学校状況について関係機関との情報提供を行う。

学習支援事業への参加推奨や奨学金等の情報提供、書類作成のサポート

進路選択において進学や就職に対して具体的な方向性が示せるよう、必要な書類の準備や悩みごとの相談対応

など

具体的な支援事例

<課題>

- 生活保護を受給する障害1級の障がいのある母、高校生の四男、中学生の五男、二女の母子世帯
- 長男、二男、三男、長女は自立
- 二女が睡眠不足で体調が悪い状態が続いているとの学校からの情報提供で、家庭訪問を実施したところ、二女が家事をしておりヤングケアラーの状況であることが判明。さらに、立入調査で室内はゴミが堆積し、不衛生な状況。
- 家計は子ども達で管理していたが、うまく回らず、滞納金も発生していた。成年後見人制度の利用を促すも、頑なに拒否。

<支援内容>



二女の異変について学校からの情報提供をもとに家庭訪問を実施



自立している長女に接触し、成年後見制度の利用と、二女の家事負担の軽減を図るために母の障害サービスの利用の利点を説明。長女は同意し、成年後見制度、障害サービスの利用開始。



社会福祉協議会、大家、行政などの関係機関が連携して自宅の片づけを実施。



関係機関との支援会議を開き、対象世帯の要望等を聴き取り、今後の支援方針を共有。

24.三重県伊勢市③

具体的な支援事例

<成果>

- 母が障がいサービスを利用したことで、家庭内の状況を早期に情報把握し、関係機関につながりやすくなった。
- 世帯の困りごとを改善できるよう、各機関との連携体制を構築できた。
- 定期的に関係者会議を開催し、世帯の状況を把握し、援助体制が取りやすくなった。
- 成年後見人制度を利用することで、毎月貯金ができるようになった。
- ヘルパーが入ることで二女への家事負担が軽減され、学校生活を問題なく送れるようになった。



25. 京都府

京都府 子どもの学習・生活支援事業

【実施方法】

委託にて実施

【支援体制】

京都府南部（町村部）に教室を3箇所設置して支援を実施（対象世帯の状況に応じて家庭訪問やオンラインによる支援も実施）
子ども1人～5人に対して支援員を1名以上配置（教員免許を有する者や不登校児童生徒への指導経験が豊富な者など）

【支援対象】

被保護世帯や生活困窮世帯に属する子で、主に進学を希望する中学生・高校生など
（生活困窮世帯に属する子に対する学習・生活支援については、生活困窮者自立支援法の「子どもの学習・生活支援事業」により実施）

【支援内容】

- ・事業参加者とその保護者に対して定期的に面談を行い、進路選択に関する支援を実施（高校、大学、専門学校等の志望校の入試情報や各種支援制度の情報提供など）
- ・毎回の学習支援の際に自宅学習の状況を確認し、その状況に応じて適宜助言を実施

【連携先】

町村を所管する府保健所、町村役場、学校など

26. 大阪市①

大阪市 子ども自立アシスト事業

【実施方法】

NPO法人等に委託し実施

【支援体制】

市内を4つのエリア（北、西、東、南）に分け、各エリアごとに子ども自立主任支援員（1名以上）、子ども自立支援員（3名以上）を配置。

* 支援員は、臨床心理士や精神保健福祉士などの資格を有する者、又は、子どもに対する相談事業等で相談業務経験を有する者。

【支援対象】

- ・ 被保護者世帯で家庭環境等に課題があり、進学意欲や将来の就労意欲等が低い中学生の子どもがいる世帯で、特に中学3年生に対する支援が必要となる世帯。
- ・ 高校生世代で、高校未就学者及び高校中退者等再就学相談支援等を必要とする者。

【支援内容】

不登校などの課題を抱える世帯への支援が多く、家庭訪問などアウトリーチ支援を特徴としている。

家庭訪問は6～12か月程度の期間に1日1時間程度、30～60回程度実施。

- ・ 世帯の課題に関するアセスメント
世帯の状況を確認しアセスメントを行ない、家庭全体の抱える問題について支援を行っていく。
- ・ 高校進学へむけた支援
進学にむけての状況確認、進学にかかる諸手続きの指導や情報提供を行う。
- ・ 他機関との連携による総合的支援
教育機関と連携し、不登校などの問題に解決にむけた個別面談を行う。
- ・ 定着支援
本事業を利用して高校等へ進学した者について必要に応じ定期面談を行う。
高校入学後、概ね1年以内の期間に1回1時間程度、月2回程度の面談を実施。
高校卒業後の進路についての情報提供や助言を行う。

【連携先】

中学校、子どもサポートネット、SSW、子育て支援室、学習塾など。

26. 大阪市②

具体的な支援事例

年齢・性別	14歳（中学3年生）女
世帯状況	生活保護世帯、3人世帯（母、本人、兄）
人物像	・コミュニケーションが苦手 ・母親と共依存 ・友人がいない
相談内容	親と子が共依存の関係の状況。それぞれ自立した関係となることと本人の高校進学を目的として支援を開始。中学校1年生の2学期に水泳の授業で体のことでからかわれ、それ以来、不登校となる。コミュニケーションが苦手な友人もいない。母子家庭で母親が精神疾患のため、多量の薬を飲んでおり、一人では立ち上がることができないことがあり、その世話を不登校となった娘本人がするようになり、買い物や病院などすべて親子で同行する生活となる。母親も娘を溺愛しており、母親とべったりの生活で親子依存の関係となっていた。
相談支援経過	学校に2年間、全く登校していない状況で、初めは家庭訪問しても本人に会うことを拒否されていた。母親は高校進学を希望しているが、本人は人に会うことを嫌がっていた為、高校進学も諦めかけていた。まずは本人と会うための方法を模索し、親と子の双方の自立を目的として支援を開始。家庭訪問では本人と会うことができなかったが、ケースワーカーが母親と本人が一緒にいるときに話しかけることができるようになった。その後、母親と一緒に面談に来ると本人も納得する。母親が同行する安心もあったため、徐々に話し始め、今から勉強すれば、高校に行けると励ますと真面目に学習にも取り組むようになった。母親も学習と一緒に楽しみ、和やかな空間になり、本人の笑顔が増える。面接の練習からは母と子を分け、分離の時間を増やしていった。
支援結果	親子同伴での面談を継続することで本人の緊張は取れ、休むことなく面談に来れるようになった。高校進学の意欲も出てきて、学習や面接練習を行い無事高校に合格できた。合格後は今までの親子の共依存を自立していくためにも自分で決める習慣を提案し、母親も一緒にいけない気持ちを抑えて、本人の高校進学を尊重し、応援することを覚悟できた。現在は高校に休むことなく友人もできて、クラブ活動にも入部。中学校でできなかった学校生活を楽しんでいる

27.大阪府豊中市①

豊中市 子どもの進路選択支援事業

【実施方法】 直営により実施

【支援体制】 福祉事務所に「こども支援担当ケースワーカー」を2名、「こども支援員」を1名配置

【支援対象】 ・ 中学2・3年生、高校生相当が所属する被保護世帯
・ 小学生から高校生相当の所属する世帯で、母子家庭、不登校、障がい、虐待、保護者の精神疾患、DVケース等で支援が必要な世帯

【支援方法】 家庭訪問、来所相談、電話相談、他機関連携

【支援内容】 ■ 中学2・3年生、高校1年生が所属する被保護世帯については全件訪問
その他、世帯の必要とする支援の度合いにあわせて訪問。特に、中学3年生が所属する世帯には夏休み期間中に奨学金の説明と具体的な進路選択の相談、受験期には進路決定先や合否の確認等を行っている
高校1年生については、環境の変化による退学予防のため通学状況の確認、必要に応じて転学支援
■ 子や親の健康状態や生活状況、子どもの通学状況や進学意向などの確認・助言
■ 市内の学習支援事業案内、奨学金申し込み手続きの支援（窓口への同行、書類記入支援等）など

【連携先】

- ・ 行政機関（市内のこども関連各課、地域共生課、障害福祉課など）
- ・ 学校
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 市内の学習支援施設

具体的な支援事例 1

<概要>

- 生活保護を受給する母子世帯の二女
- 母が突如長期入院となる
- 二女は慣れない家事や幼いきょうだいの世話などで忙しくなり、高校の休学を考えていた
- こども支援担当CWによる継続的な訪問の際、「本当は高校を休みたくない」という気持ちを聞き取り、休まず登校できるよう継続的な支援をおこなった

「通学を継続したい」
との本当の気持ちを聞き取り



支援者間で支援目標やそれぞれの役割を確認
庁内こども支援の各課、通学先の学校との情報共有
こども支援担当CWの定期的な訪問継続による世帯
の見守り



二女の負担が軽減され、通学
を継続できた
その後も何か困ったときには、
こども支援担当CWに発信する
ことができている



具体的な支援事例 2

<概要>

- 生活保護を受給する多子世帯の長女
- 長女は一年以上中学校に行けておらず、大人と話すことに強い不安感がある
- 家庭訪問時に子ども自身の思いを丁寧に聞き続ける中で、少しずつやりたいことを意思表示できるようになった
- 中学三年生の夏に「高校に進学したい」という気持ちを聞き取り、進学支援をおこなった

学校を休み、自宅内でも部屋に閉じこもることが多い日々



定期的な家庭訪問を継続。関係性を構築していく中で、長女自身の好きなこと、やりたいことが明確に



長女の「高校に進学したい」との発信を受け、進学先を共に検討、各種貸付制度の情報提供
自宅学習にも積極的に励む姿が見られるように



高校に合格
大人への不安感が和らぎ、今ではアルバイトにも取り組んでいる



28.大阪府吹田市①

大阪府吹田市子ども健全育成生活支援事業

【実施方法】

直営で実施

【支援体制】

福祉事務所に「子ども健全育成生活支援員」4名を配置

＊支援員は、社会福祉士や教員免許取得者など、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者

【支援対象】

概ね0歳から18歳までの子育て世帯に対して案内をし、希望者が事業を利用

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問(毎日・毎週～年4回程度)(進路検討に重要な夏休みや受験直前期は、訪問頻度を上げて支援)

- 親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）、進路選択の相談、奨学金等の情報提供
- 学習支援事業や居場所づくり事業などの情報提供、希望を踏まえたつなぎ
- 世帯に応じた支援策のリストアップ、進学先の具体的なリストアップ
- 必要となる資金を明確にし、借入れについては、返済計画まで具体的に作成
- 奨学金や借入金については、申請書の作成から申請まで支援を行う

など

【連携先】

学習支援教室（子どもの学習・生活支援事業）、家庭児童相談室、子ども家庭センター、子育て給付課、学校関係機関 など

28.大阪府吹田市②

具体的な支援事例

《 概要 》

- ①生活保護を受給するひとり親世帯の子ども。
- ②金銭的な理由から進学をあきらめており、自分の将来の「夢」を持つことをあきらめていた。
- ③子ども支援員が「進学したい」という本当の気持ちを聞き取り。
- ④進学に向けた具体的な資金計画を提示、各種手をサポート。
- ⑤最終的に貧困の連鎖を防止することを目的とする。



進学をあきらめていた子が
「消防士になりたい」
将来の夢を打ち明ける。



夢に向けて進学先を一緒に検討。
どのくらいのお金が必要なのか、
各種情報を提供、長期的な返済計画を一緒に
作成する。



各種貸付制度の申請書類作成、申
請時の同行などサポート。



子は大学に合格。
その後、公務員試験に合格し、
夢であった消防士になること
ができた。

29.奈良県①

奈良県 子どもの「心と学び」サポート事業

【実施方法】

直営

【支援体制】

福祉事務所（中和福祉事務所・吉野福祉事務所）に「子ども学習支援員」1名（兼務）。

【支援対象】

小学生から高校生。必要とあれば、引きこもりの若者支援も実施。

【支援内容】

担当CWと同行、または単独にて、子どものいる保護受給世帯の訪問を定期的を実施。

- ◆定期訪問をする中で、世帯状況の確認。（健康状態・進路希望・登校状況・学校での様子等）
- ◆「はばたき教室」（学習支援兼居場所）を案内。学習習慣の定着・基礎学力の向上を図る。
- ◆中・高校生には可能な限り直接面談を行い、将来の自立に向け、希望に即した情報提供、修学支援制度等の制度説明を実施。
- ◆進路希望の高校・大学・専門学校から情報を得て、必要経費・納期、奨学金や貸付に関しても明確化。
- ◆保護者の悩みや困りごとを聞き取り、関連機関に繋げる等、改善対策を実施。

【連携先】

役場、学校、社会福祉協議会等

具体的な支援事例

- 保護受給世帯。多子世帯の三女。兄姉は、高校卒業後、就労して自立。大学に行きたいとの思いはあったが、兄姉の背中を見て育ち、大学進学を諦めていた。関わる中で、繰り返し修学支援制度に関して説明。また、社会福祉協議会・教育支援資金を案内。希望すれば、進学が可能であることを伝え、春から大学進学を果たすことができた。
- 小学校高学年から、強迫性障害と診断され、不登校状態が継続。高校進学を機に、中3後半頃より面談が可能となる。少しずつ外に出る機会を持てるようになり、「はばたき教室」（広域型学習支援）と地元の学習会（地域型学習支援）に繋ぐ。2年程度を要したが、高卒認定試験の合格を得て、福祉系大学に進学。人のためになる仕事に就きたいと、社会福祉士を目指している。
- 外国籍の男性。学習面での遅れやコミュニケーション力の弱さから、小学校高学年で不登校に。定時制高校に進学するも、中退。自宅に引き籠もる日々。就労をしたいとの気持ちが出て来たことを機に、B型事業所に繋げ、先月より週3回の出勤をこなせるようになってきた。
- 中学校進学後、人間関係の躓きから不登校となる。「はばたき教室」を案内したところ、教室内で友人もでき、休まず参加できるようになってきた。今は私立女子高校3年生に在籍。進学後は、生活リズムも改善し、休まず登校。今は大学進学を希望し、自立支援を利用しアルバイトで費用を貯めている。
- 中学生の頃、暴力事件が起こったことを機に、不登校となる。通信制高校に進学。学習のサポートをするため、「はばたき教室」を案内。今はいろんなイベントにも参加できるようになり、前向きに学習に取り組めるようになってきた。
- 母子世帯。母が金銭面・体調面で苦勞をしているのを見て、看護師を目指す。学校とも情報共有しながら、病院奨学金等様々な制度を案内する中、最短で看護師資格が取得できる私立高校看護科に進学した。准看護師資格を取得。今は専科に進学し、正看護師になるべく頑張っている。

30.広島県東広島市

東広島市 学習支援事業

【実施方法】

直営

【支援体制】

「家庭支援員」4名を配置

＊支援員は、社会福祉士や教員免許取得者など、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者（教員OB）

【支援対象】

被保護者及び生活保護申請者、生活困窮者などのうち、事業に申し込みをした者。

対象学年は、小学生、中学生及び高校生としている。

【支援内容】

様々な課題を抱える家庭に対し、家庭訪問により保護者及び子どもに次のような支援を行う。

（１）保護者及び子どもに対する高校進学に向けた支援

・保護者への養育支援、保護者及び子どもへの進学の意識づけ、学習・生活環境の改善、集合型学習支援への参加呼びかけ等

（２）高校中退防止の取組

・支援が必要な高校生への面談等による中退防止、及び中退した場合の進路相談等の取組など

【連携先】

集合型学習支援「みらい塾」（子どもの学習・生活支援事業）、社会福祉協議会、市関係課（こども家庭課、障がい福祉課、教育委員会事務局）学校、民生委員・児童委員、子ども食堂 など

31.福岡県①

福岡県 子どもの進路選択支援事業

【実施方法】

民間事業者に委託して実施

【支援体制】

県が所管する郡部の福祉事務所に「相談員」1～2名を配置（県内7事務所）

※相談員は、社会福祉士や精神保健福祉士、教員免許取得者など、生活保護世帯に対する理解や教育、進路相談等に関する高度な相談支援の技術を有する者を配置

【支援対象】

郡部に居住し、生活保護世帯に属する小学1年生から高校3年生（中退者を含む）までの子ども及びその保護者のうち、本事業への参加を希望するもの

【支援内容】

- 各世帯へ訪問して、学習環境や進路選択における悩みや課題等の聞き取り
- 子どもが希望する将来とそれに向けた進路のプランニング・見える化
- 各世帯の課題に基づく進路選択に必要な情報の収集・提供、助言
世帯の状況に合わせ、家庭訪問(毎週～年数回程度)や電話を行い、情報提供や助言等の支援を実施する(夏休みなどの長期休みや受験期などは訪問頻度を上げて支援)
 - 進路選択の相談対応、進学先、就職先、関連事業（学習・生活支援事業、進学支援事業等）や奨学金等の情報の収集・提供・助言
 - 学習環境や進路選択等に関連する日常生活上の困りごとに関する助言
 - 各種支援につなぐための関係機関や事業との連絡調整

【連携先】

- ・各種支援事業（子どもの学習・生活支援事業、進学支援事業、被保護者就労支援事業等）
- ・居場所（放課後等デイサービス、こども食堂、フリースペース等）
- ・子ども関係行政機関（町村役場のこども担当課、児童相談所、発達教育センター等）
- ・学校（小中学校、高等学校等のSSW等）など

31.福岡県②

具体的な支援事例

<概要>

- 生活保護を受給する父・母・長男・次男の4人世帯
- 長男は単位制高校の3年生であるが、「勉強してもテストで高得点を取れない」、「学費を捻出できない」ことを理由に学校に行かなくなり、留年が決まった。
- 相談員が「勉強のサポートと学費の捻出が可能であれば学校に再び行きたい」という長男の気持ちを聞き取り、就学費用に関する各種制度を担当CWと一緒に長男及び父親へ説明した結果、父親が就学費用を出してくれることになった。
- 相談員が進学支援事業へのつなぎや受講登録を一緒に行い、長男は高校修学の意欲を取り戻した。



高校に行かなくなり、家で引きこもっていた長男に対して、相談員が何度も訪問を行い、関係構築を行った結果、「勉強のサポートと学費の捻出が可能であれば高校に再び行きたい」との気持ちを相談員が聞き取ることが出来た。



- ・相談員が各種貸付制度を担当CWと一緒に長男及び父親へ説明した結果、父親が就学費用を出してくれることになった。
- ・相談員が長男の修学支援金に関して、在学中の学校に確認し、制度及び手続きのサポートを行う旨を父親へ伝えた。



- ・相談員が各種貸付制度の申請書類作成のサポートを実施。
- ・長男が就学費用の足しにしようとアルバイトを始めたため、収入申告の義務や収入認定除外の制度について相談員と担当CWと一緒に親子に説明した。
- ・勉強のサポートを行う、進学支援事業へのつなぎを実施した。
- ・相談員が長男の学校での受講登録に同行し、担任と情報共有を実施した。



長男は高校修学への意欲を取り戻し、現在は学校とアルバイトを両立して頑張っている。引き続き、担任や進学支援事業と連携しつつ、定期的に面談を行い、スクーリングを継続できるよう支援していく。

32.福岡県北九州市

北九州市 子どもの進路選択支援事業

【実施方法】

民間企業に委託し実施

【支援体制】

市内7福祉事務所のうち大規模区である2事務所（小倉北区、八幡西区）に「進路選択支援員」1人相当（支援員の実人数は2名）を配置し、配置された事務所を拠点として市内全域を対象として活動

* 支援員は、メンタル心理カウンセラー資格保有者や中学校校長OBなど、子どもの教育分野や心理面の専門知識・経験を有する者

【支援対象】

中学1年生から高校3年生（退学者や未進学者を含む）をもつ子育て世帯に対して事業を案内し、希望者が利用

【支援内容】

世帯の状況に合わせて家庭訪問(毎月～数か月に1回等)(進路検討に重要な夏休みや受験直前期は、訪問頻度を上げて支援)を基本に支援を行い、訪問が困難な場合は電話や来庁時に対応する。

- 親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）、進路選択の相談、奨学金等の情報提供
- 市が実施する学習支援事業のほか、高校の説明会やオープンスクールへの参加勧奨
- 世帯に応じた支援策のリストアップ、進学先の具体的なリストアップ
- 必要となる資金を明確にし、利用可能な減免制度や生活保護の扶助費を案内（ケースワーカーと連携）
- 奨学金や高等学校等就学支援金などの申請を支援 など

【連携先】

ひまわり教室（市の学習支援事業）、各中学校・高等学校、子ども家庭相談員（区役所保健福祉課）、子ども総合センター など

33. 福岡県福岡市

福岡市 子どもの健全育成支援事業（相談支援）

【実施方法】

公益社団法人に委託し実施

【支援体制】

各福祉事務所に「相談支援員」1～3名を配置（市内7事務所）

＊支援員は、社会福祉資格の有資格者

【支援対象】

- ・未成年の子どもがいるすべての生活保護世帯
- ・生活困窮世帯のうち子どもの生活習慣や育成環境、教育、就労に関する課題がある世帯

【支援内容】

子どもの健全育成という観点で、世帯が抱える様々な課題に係る相談・支援を行う

- 支援の必要性に応じて家庭訪問、福祉事務所での面談、電話連絡等を実施
- 病院受診同行支援、障害者手帳取得や障害サービス導入に関する支援
- 親子関係や生活習慣等の改善に係る支援
- 進路選択、進学・就職に関する支援(奨学金の案内や申込書類の記入サポート、学習支援事業の利用勧奨など) など

【連携先】

- ・行政機関（子育て支援課、児童相談所、発達障がい者支援センター）
- ・学校(スクールソーシャルワーカー)等
- ・社会福祉協議会
- ・障がい者基幹相談支援センター、相談支援事業所、障がい者サービス事業所
- ・放課後デイサービス など

34. 福岡県久留米市

久留米市 子どもの学習・生活支援事業

【実施方法】

NPO法人に委託し実施

記載内容は、生活困窮者自立支援法の「子どもの学習・生活支援事業」により実施
令和6年10月以降、「生活保護世帯に対する進路選択支援」については
生活保護法の「子どもの進路選択支援事業」を活用して実施

【支援体制】

＜生活支援＞福祉事務所に「相談支援員」2名を配置

（＊相談支援員・講師は社会福祉士や教員免許取得者など、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者）

【支援対象】

＜生活支援＞小学5年から高校3年がいる生活保護世帯及び生活困窮世帯で、子どもの家庭環境や学習環境などに課題があり、ケースワーカーや生活自立支援センターの相談支援員が必要と認める世帯

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問(3カ月に1回程度・進路検討に重要な夏休みや受験直前期は、訪問頻度を上げて支援)

＜生活支援＞

- 親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）、進路選択の相談、奨学金等の情報提供を行う。
- 高校生の中途退学の防止及び中退した子ども或いは高校に入学できていない子どもに対して、悩みや将来の希望を受け止め、高校入学への支援や就労支援等の進路相談支援を行う。

【連携先】

子ども支援団体、教育機関（教育委員会・学校）、就労支援機関 など

35. 熊本県

熊本県 子どもの学習・生活支援事業

【実施方法】

直営

【支援体制】

県福祉事務所3箇所（拠点として位置付け）に「子どもの学習支援員」を配置

＊支援員は、教育職員免許を有し、2年以上小学校又は中学校の教職実務経験を有する者等

【支援対象】

子どもがいる生活保護世帯

【支援内容】

県が実施する子どもの学習援助事業（学習塾）等への参加促進、引きこもり等で学習塾参加が困難な子どもに対する家庭訪問による学習面の支援（学習の習慣づけ等）、生活習慣や家庭環境の立て直し など

【連携先】

- ・子どもの学習・生活支援事業（県委託事業）
- ・地域と協力した学習向上プロジェクト（社会教育課）
- ・ひとり親家庭等学習支援事業（こども家庭福祉課） など

36. 鹿児島県鹿児島市

鹿児島市 子ども学習・生活サポート事業

【実施方法】

子どもの進路選択支援事業 直営
(子どもの学習・生活支援事業 直営、一部委託)

【支援体制】

学習生活支援員 2 名（教員免許取得者：会計年度任用職員）を配置
* 生活困窮者自立支援事業の「子どもの学習・生活支援事業」と一体的に実施

【支援対象】

生活保護世帯の中学生・高校生及びその保護者

【支援内容】

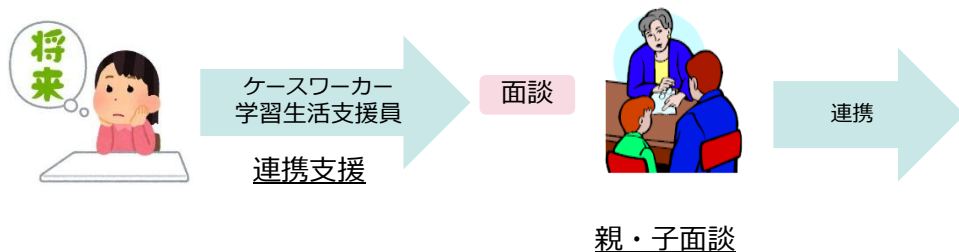
高校や大学等への進学、進路選択に伴う相談、生活相談等の支援を担当ケースワーカーと連携しながら行う。

- 親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）、進路選択の相談、奨学金等の情報提供
- 「子どもの学習・生活支援事業」の学習会へのつなぎ
- 進学等に関する全般的な情報等

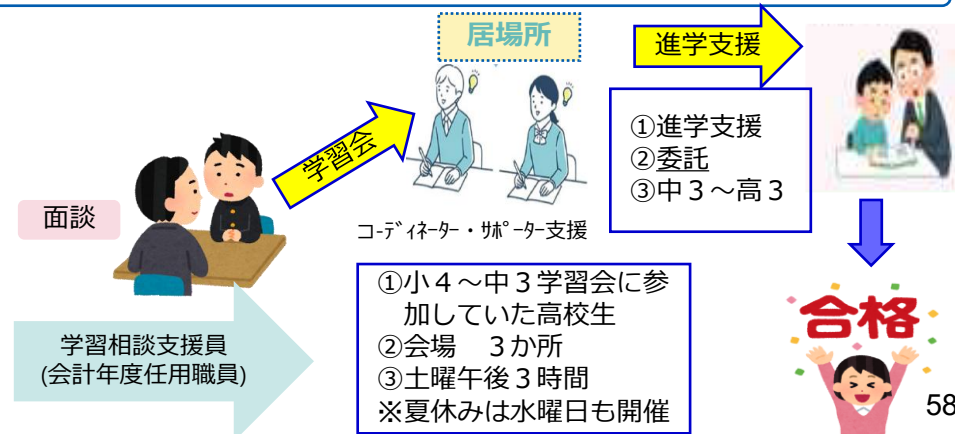
など

【概要】

子どもの進路選択支援事業（直営）



子どもの学習・生活支援事業（直営、進学支援学習会のみ委託）



37. 沖縄県名護市

名護市 子どもの進路選択支援事業

【実施方法】

直営により実施

【支援体制】

名護市福祉事務所に「子ども進路選択支援員」1名を配置

＊支援員は、社会福祉士や教員免許取得者など、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者

【支援対象】

概ね0歳から18歳までの世帯員がいる被保護者世帯のうち、本事業による支援を必要とする世帯。

【支援内容】

ケースワーカー・関係機関職員と同行または単独で、支援対象者のいる保護受給世帯および関係機関の訪問・連絡等を定期的を実施。

- ▶定期的な家庭訪問を通して、世帯の状況を確認（健康状態、登校状況、進路相談・決定、家庭全体の抱える問題の把握など）
- ▶関係機関（子ども家庭センター、学校、スクールソーシャルワーカー等）が開催する会議などへ参加し、連携して支援を行う。
- ▶世帯に対し、学習支援教室「ぴゅあ」、こどもの居場所、地域若者サポートステーションが行っている支援などの情報提供や、希望を踏まえた繋ぎ支援を行う。
- ▶必要に応じ、医療機関や各種制度への繋ぎ支援を行う。

【連携先】

市関係課（こども家庭センター・学校教育課・社会福祉課・子育て支援課・健康増進課）、学校、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室「あけみお学級」、地域若者サポートステーションなど、こどもの居場所 など